

(平成27年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

申立期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、私の年金記録において標準賞与額の記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された、申立期間の賞与に係る資料により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の資料において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、4万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は1,000円、16年2月25日は2万4,000円、同年8月25日は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

A社から賞与として、申立期間①は1,852円、申立期間②は24,879円、申立期間③は20,048円が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、私の年金記録において当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1,000円、申立期間②は2万4,000円、申立期間③は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日

元同僚の標準賞与額に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された、申立期間の賞与に係る資料により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の資料において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は3万円、16年2月25日は9万8,000円、16年8月25日は15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

元同僚の賞与に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は9万8,000円及び申立期間③は15万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認でき

る関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日

元同僚の賞与に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成5年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月16日から同年4月1日まで

私がC社（現在は、B社）及び同社のグループ会社であるA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録カードから判断すると、申立人は、C社及びグループ会社であるA社に継続して勤務し（平成5年3月16日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年4月のオンライン記録から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の人事記録カードには、平成5年3月にA社D課へ配属された記録がある上、事業主は、グループ会社間の事務引継ぎの誤りにより、申立人の資格取得日を同年4月1日として届け出たと供述していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成4年1月から同年9月までは20万円、同年10月から5年5月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月6日から5年6月21日まで
私は、A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社に係る申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年9月までは20万円、同年10月から5年5月までは22万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで4年1月に遡及して9万8,000円に減額訂正されている上、複数の元同僚についても、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の平成4年1月から同年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年4月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年1月から同年9月までは20万円、同年10月から5年5月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は1万3,000円、同年12月20日は1万円、16年7月8日、同年12月4日、17年7月8日及び同年12月10日は5,000円、19年12月7日及び20年7月4日は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成19年12月7日
⑧ 平成20年7月4日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与、19年冬季賞与及び20年夏季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B市から提出された申立人に係る平成16年市県民税課税台帳（15年所得分）により、申立人の同年における社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

また、複数の元同僚が所持する申立期間①及び②の賞与明細書において、いずれも当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記のB市の市県民税課税台帳において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月5日は1万3,000円、同年12月20日は1万円とすることが妥当である。

申立期間③から⑧までについて、申立人から提出された当該期間に係るA社の賞与明細書により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③から⑧までの標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年7月8日、同年12月4日、17年7月8日及び同年12月10日は5,000円、19年12月7日及び20年7月4日は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑧までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金 事案 4686（事案 2171、4513 及び 4588 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで

私は、昭和 36 年 4 月*日に結婚し、A 市で夫や夫の両親と同居した。その際、義母が私の国民年金についての住所変更手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ってくれた。しかし、申立期間の夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料は未納となっていることは納得できない。調査の上、私の申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 35 年 12 月に B 町（現在は、C 市）において国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、36 年 4 月に結婚し、A 市へ転居しているところ、申立人の特殊台帳の住所変更欄には、A 市へ住所変更した記録が無く、39 年 4 月 1 日に B 町から D 市へ住所変更され、当該台帳が B 町を管轄する E 社会保険事務所（当時）から F 社会保険事務所（当時）へ移管されたのは 53 年 9 月 22 日と記載されている上、申立人は 46 年 9 月頃に D 市において別の手帳記号番号の払出しを受けて国民年金に任意加入していることを踏まえると、申立期間に居住した A 市では国民年金の加入手続が行われていないと推認されること、ii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、婚姻後に夫及び義父母と A 市において同居していたことを示す資料として、申立期間当時の写真等を提出し、再申立てを行って

いるが、i) 申立人から提出された資料から、申立期間において、申立人が夫及び義父母と同居していたことは推認できるものの、申立人の国民年金の住所変更手続がA市において行われ、申立期間の国民年金保険料を納付したことまではうかがえないこと、ii) A市の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の夫及び義母の国民年金手帳記号番号は昭和36年5月4日に連番で、義父の手帳記号番号は38年11月4日にそれぞれ払い出されていることが確認できること、当該払出簿には申立人の氏名が見当たらない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果からも、A市において申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないこと、iii) 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする義母は既に他界しており、保険料の納付状況について確認することができないことなどを理由として、当委員会の決定に基づき、平成25年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、「新たに見つけたメモにより、昭和39年2月に国民年金手帳がA市の実家からD市の自宅に届けられたことが判明した。国民年金手帳が届く前月までは義母が私と夫の保険料を納付してくれた。」と主張しているが、i) 前回提出された写真等から、申立期間当時に申立人がA市の夫の実家に居住していたことは確認できるものの、申立人から新たに提出された「国民年金39年2月にA市のGさんがノート2冊届けてくれる」というメモは、昭和52年11月末に配られた広告チラシの裏に記載されており、当該メモをもって、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは推認できないこと、ii) 当該メモには、B町及びD市から申立人に払い出された二つの国民年金手帳記号番号が記載され、D市の記号番号の上に任意加入日である「46.10.19」の記載と、当該手帳記号番号が統合された年月と思われる「53.9」（53年9月）の記載は確認できるが、国民年金の住所変更手続がA市において行われ、申立人の義母が申立期間の保険料を納付したことまではうかがえないことなどを理由として、当委員会の決定に基づき、平成26年3月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年10月まで

私は、再就職した平成2年11月前後に、申立期間の国民年金保険料をA市役所で一括して納付したと思うので、申立期間の納付記録が未納となっていることに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年11月前後に、申立期間の国民年金保険料をA市役所で一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により、3年1月26日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、オンライン記録で同年2月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が主張する時期に申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した記憶はあると主張しているが、国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しておらず、国民年金の加入手続の状況が不明であるとともに、保険料の納付状況も不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から51年12月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、54年1月から同年3月までの期間及び54年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から51年12月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで
④ 昭和54年7月から55年3月まで

私は、申立期間当時、A区に在ったB事業所に住み込みで勤務しており、勤務先の社長が国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、給料から天引きされており社長が納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に住み込みで働いていた元同僚及び申立人の姉の証言から、申立期間当時、申立人の勤務先では従業員の国民年金保険料を給与から控除し、納付していた様子はいかがえるものの、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする事業主及びその妻は既に亡くなっており、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年10月頃に行われ、その際、申立人が20歳に到達した44年11月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認されることから、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえ、事業主は申立人の国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

さらに、申立期間②及び③については、従業員の国民年金保険料を納付していたとする事業主及びその妻並びに申立人の二人の元同僚も、当該期間の保険料が未納となっている上、当該元同僚のうち一人は、「国民年金保険料の納付については、全て社長に任せていたので、詳しいことは分からない。」と述べており、このほかに事業主が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間④については、申立人に係る国民年金被保険者台帳では、申立期間④直後の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料が同年7月に納付され、A区からB市への住所変更処理が同年7月になされたことが記録されているところ、申立人は、「何かのきっかけで、国民年金保険料の未納が判明し、私の母が社長に文句を言いに行ったことから、社長が保険料を納付したのかもしれない。」と述べており、55年4月の保険料が徴収権の時効直前の納付であることを踏まえると、当該保険料の納付時点において、申立期間④の保険料は時効により納付できなかった事情がうかがえる。

その上、申立期間は4回に及んでおり、行政側の年金記録事務において、これほど複数の期間にわたって過誤があったとは考え難い上、勤務先の事業主が申立人の申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から平成 3 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 11 月頃 A 社に入社し、同年 12 月 1 日から厚生年金保険に加入したが、51 年 10 月頃の方社化により、会社の方針で給与の支給もそれぞれの会社ごとに支払われることになった。被保険者が 2 箇所以上の事業所に勤務することになったので、所定の届出書類を提出し、保険料を合算して納付すべきところ、私と会社の知識不足で手続を怠ってしまった。しかし、申立期間も最高等級の標準報酬月額を得ていたため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 59 年 3 月 1 日の随時改定において、同社の代表取締役及び申立人を含む取締役 3 人の標準報酬月額が従前と比べ低額となっていることが確認できる。

しかし、A 社は、「20 年以上前の為、システム等も変わっており、データ、帳簿等はなく、当時の担当者もいない。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人は、「会社の方針により、2 箇所以上の事業所に勤務することになり、複数の事業所から給与を受け取るようになったので、所定の届出書類を提出し、保険料も合算して納付すべきところ、私と会社の知識不足で手続を怠ってしまった。」と主張しているところ、申立期間当時、社会保険事務を担当していた元同僚は、「役員は 2 箇所以上の事業所から給与の支払を受けていたが、厚生年金保険料の控除は厚生年金保険に加入している事業所 (A 社) の給与額 (標準報酬月額) に見合う厚生年金保険料を控除しており、他の事業所

から支払われる給与からは厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、申立人の「標準報酬月額の変せん」欄において、申立期間の記録が遡及訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間中も最高等級の標準報酬月額を得ていたので、正しい記録に訂正してほしい。」と主張しているが、標準報酬月額相違に係る申立てに対して厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が行われるのは、申立期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、申立期間における標準報酬月額を超えている場合であることから、実際の給与支払額が高額であることだけをもって、あつせんすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月から22年10月まで

私は、昭和20年12月から22年10月までA事業所で勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、1回目の申立てにおいて、昭和18年4月から20年8月15日までの期間について、B事業所(その後、C省D局E事業所)に勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いと申し立てているが、i) 申立人は、「18年4月にC省D局直轄のF(施設)に入所した。」と供述しており、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者となり得る者だったとは考え難いこと、ii) B事業所及びE事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、iii) 当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年5月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、2回目の申立てにおいて、「前回申し立てたB事業所での勤務と並行して、昭和18年2月から22年10月まで、国の機関であるG事業所(終戦後に「A事業所」となる。)に勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と申し立てているが、i) G事業所及び「A事業所」は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間の前後の勤務先であるH事業所及びI事業所での被保険者記録

は確認できるが、申立期間に係るG事業所及び「A事業所」での被保険者記録は確認できないこと、iii) 戦時中のF（施設）等が使用した土地や資材を処理する目的で、20年12月17日にJ法人が設立され、21年1月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人が勤務したとするのは同法人である可能性が考えられるが、同法人及びJ法人K事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名を確認することはできないこと、iv) 申立期間における勤務実態について元同僚から証言を得ることができない上、申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等から、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年11月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和20年12月から22年10月までA事業所で勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないとして再申立てをしているところ、申立書に添付された確認書に記載のある者は、「申立期間にA事業所という名称の事業所が存在しており、私は同事業所が所在した場所の近隣に居住していた。」と供述しているが、申立期間において申立人が同事業所で勤務していたかは分からない旨述べている。

また、改めてA事業所について調査を行ったが、同事業所に係る法人登記簿は見当たらない上、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

このほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 16 日から 61 年 3 月 9 日まで

私は、昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、58 年 12 月 16 日に被保険者資格を喪失しており、納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の供述並びに雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（控え）により、申立人は、昭和 58 年 12 月 16 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該資格喪失日は、申立人の同社に係る被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致する。

また、上記の被保険者原票により、昭和 58 年 12 月 20 日に申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

さらに、上記の事業主は、「申立人から、給与の手取額を増やしたいので、厚生年金保険の被保険者資格を喪失してほしい旨の申立てを受け、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出し、その後は、厚生年金保険料を控除していない。」と具体的に回答していることから、申立人がA社において、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。